

放置駐車違反手続の流れ

※ 赤下線が引いてある部分をクリックすると、別ページへリンクします。

放置駐車違反

放置車両確認標章の取付

運転者が出頭

※ 県内の警察署又は交番等

運転者の責任追及

交通反則切符(いわゆる青切符)による手続

※ 運転者に違反点数が付されます。

- ① 反則金を納付した場合
又は
- ② 公訴提起若しくは家庭裁判所の審判に付された場合

手続終了

運転者が出頭しない・判明しない

使用者の責任追及

① 弁明通知書(同封書類)
納付書(振込用紙)

納付

② 放置違反金納付命令書
納入通知書(振込用紙)

納付

③ 督促状
納付書(振込用紙)

納付

車検拒否

※ 延滞金が発生する場合があります。

常習者には 車両使用制限命令が行われます。

財産の差押え等

徴収

手続終了

